

第21回(令和5年度)大阪市立中学校生徒スイス派遣募集要項

1 団 名 称

第21回日本・スイス青少年交流使節団

2 主 催

大阪市教育委員会および関西日本・スイス協会

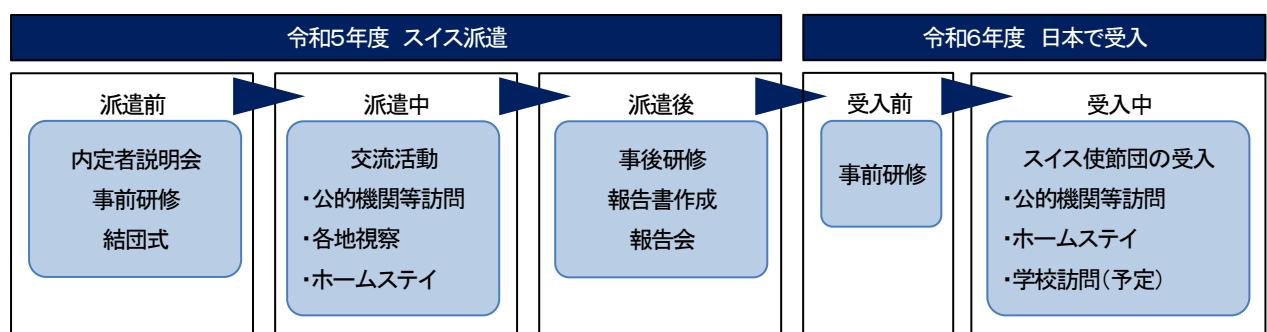
3 目 的

関西日本・スイス協会の支援により、スイスとの友好交流事業の一環として、両国の相互理解・友好促進を目的に派遣・受入事業を隔年で行ない、グローバル人材の育成を図るとともに、国際的な信頼と友好の促進に資することを目的とする。

4 プログラム概要

本市においては、昭和59年から関西日本・スイス協会の支援により、スイスとの友好交流事業の一環として、両国の相互理解・友好促進を目的に200名を超える中学生の派遣・受入事業を実施してきた。

本プログラムに参加する生徒は、令和5年度にスイスに派遣され、スイスの自然、社会、歴史、文化などに関する理解を深める。さらに、令和6年度は、スイスより使節団生徒を日本へ受け入れる2年間のプログラムである。



5 求める人物像

本プログラムでは、次のような生徒を求める。

- 国際交流に興味・関心を持ち、多様な人々や価値観から多くのことを学ぼうとする意欲のある生徒
- 好奇心・探究心が旺盛であり、失敗を恐れず、未知の領域に挑戦しようとする生徒
- 異なる言語や文化の壁を越えて、自ら積極的に交流しようとするコミュニケーション能力を磨く意思のある生徒
- 交流を通じて得た学びから、将来、社会のために貢献しようとする志のある生徒

6 派遣人数

大阪市立中学校及び義務教育学校（後期課程）に在籍する生徒4名（**令和5年度の中2・中3・高1生**）

※ 新型コロナウイルス感染症拡大により令和2年度以降派遣が延期されていた第20回使節団内定者6名（現高校生）を加えた計10名の中学生高校生合同チームとして派遣する。（令和5・6年度のみの取扱い）

7 派遣期間

令和5年8月5日（土）から8月20日（日）の予定

※ 新型コロナウイルス感染症による規制や飛行機の運行状況等により、派遣期間が変更、または日本への帰国が上記日程より遅延する可能性がある。

8 派遣内容

- (1) 滞在国：スイス連邦
(2) 活動：
 - ・公的機関表敬訪問
 - ・ホームステイ
 - ・現地校授業体験
 - ・チューリッヒ、バーゼル、ベルン等の各都市及び景勝地の視察等行程の詳細は、令和5年2月中旬頃に決定し、選考試験時に通知する予定

9 宿泊先

- (1) ホームステイを基本とする。

(注) ホストファミリーのスイス人生徒との組み合わせの際、性別は考慮するが、必ずしも同性同士になるとは限らない。
但し、「ホームステイ期間中は、同居家族のうち、成人を含む複数名で原則一緒に過ごす」としている。

- (2) 行程における初日及び視察旅行中は、ホテル等に滞在する予定。

	H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
派遣	H29 来日したスイス人使節団員宅にホームステイ		派遣中止	派遣中止	派遣中止	スイス人家庭にホームステイ予定	
受入		H30 派遣した日本人使節団員宅にホームステイ					R 5 派遣した日本人使節団員宅にホームステイ予定

※ 令和5年度の派遣と令和6年度の受入を行う2年間のプログラムである。受入についての詳細は、13-(3)を参照のこと。

※ 新型コロナウイルス感染症等の影響により、滞在形態が変更となる場合がある。

10 引率者

大阪市教育委員会関係者

11 派遣費

（主催者が負担するもの）

航空運賃、現地での宿泊費、現地での交通費 等

（参加者が負担するもの）

パスポート取得・更新費用、海外旅行保険料、現地活動費（食事代等6万円程度）、個人行動費、日本国内の交通費 等

※ 令和6年度のスイス使節団生徒受入の際は、ホームステイにかかる経費を各家庭の負担とする。

12 推薦対象および人数

令和4年度に大阪市立中学校及び義務教育学校（後期課程）に在籍する生徒のうち、1校から1名を校長が推薦する。（学年は問わない）

※ 本来、募集は中1・中2生が対象であるが、新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年度から令和4年度まで事業を中断したことから、今年度に限り中3生も募集の対象とする。

13 推薦基準

次の（1）～（4）に掲げる要件を全て満たす生徒を推薦の対象とし、（5）の条件を学校として承諾すること

- (1) 学業に熱心で、文化・体育活動などにおいて意欲的に取り組んでおり、「6 求める人物像」に適する生徒
(2) 海外における約2週間の交流活動に取り組める心身ともに健康な生徒
(3) 令和6年度に*ホストファミリーとして、家庭（原則自宅）でスイスからの使節団生徒（各家庭原則1名）の受け入れができる生徒（令和6年7月下旬から8月上旬の約2週間の予定）

〈ホームステイ受け入れ条件〉

- ①受け入れについて同居家族全員の同意が得られ、約14日間のホームステイを受け入れられること。
 - ②ホームステイ期間中の全ての食事を原則無償で提供できること。
 - ③スイス使節団生徒の部屋を用意できることが望ましいが、同性の場合、同室も可とする。（和洋の別、部屋の広さは問わない。）
 - ④スイス使節団生徒の年齢・性別を問わず受け入れができるここと。
 - ⑤ホームステイ期間中は、同居家族のうち、成人を含む複数名で原則一緒に過ごせること。
- (4) 保護者・本人ともに関西日本・スイス協会の活動の趣旨に賛同し、協会の会員として複数年にわたって、協会の活動を支援できる生徒
(参考) 関西日本・スイス協会

<https://www.facebook.com/pages/category/Nonprofit-Organization/関西日本スイス協会-269053527130443/>

- (5) 令和6年度のスイス使節団受け入れの際、日本の学校の授業体験等を実施予定のため、第21回日本・スイス青少年交流使節団員生徒の令和6年度の在籍校において、受け入れることを原則とする。
但し、令和6年度に高校生となる生徒がいる場合は、追って協議の上、受入校を決定する。

14 申し込み

- (1) 提出書類：
 - ①学校長推薦書（様式1）・・・学校が記入
 - ②交流使節団志願書（様式2）・・・学校から受け取り、生徒本人が記入
- (2) 提出期限：
 - 学校から教育委員会への提出は令和5年1月31日（火）17:30 締切（必着）
 - 校内の提出期限は、各学校に確認すること。
※ 応募受付期間終了後の応募は一切認めない。
- (3) 提出方法：
 - 学校を通じて教育委員会へ提出する。生徒や保護者からの直接の申し込みは不可とする。

15 選考試験

- (1) 日 時：**令和5年2月25日（土）終日（予定）** ※応募者多数の場合、2月26日（日）を予備日とする。
※ 選考試験にかかる時程および会場等については令和5年2月10日（金）頃に関係校長に通知する予定。
- (2) 内 容：
 - 英語筆記試験、日本語による作文、生徒個人面接試験（日本語・英語）および生徒の保護者同伴面接（日本語）
- (3) 留 意 点：
 - 選考試験に参加するにあたり配慮が必要となる場合は、その種類・程度に応じて受験上の配慮を行う。
受験に際して配慮を希望する場合は、事前に学校を通じて教育委員会に連絡すること。
 - 応募にあたって教育委員会に提出した各種書類については返却しない。
 - 選考試験を受けずに選考の辞退を希望する場合は、選考試験日前日（令和5年2月24日）までに学校を通じて教育委員会まで連絡すること。
 - 選考結果は、3月10日（金）頃に校長あて通知する。
 - 選考試験の結果、内定した生徒とその保護者へ内定者説明会を実施する。
内定者説明会は、令和5年3月22日（水）午後4時～5時30分の予定。詳細については別途、内定通知とともに通知する。

16 令和5年スケジュール(予定)

内容	日程	場所等
申込期限（教育委員会提出）	1月31日（火）17:30	
選考試験に関する通知	2月10日（金）予定	
選考試験	2月25日（土）予備日2月26日（日）	生活指導サポートセンター (もと弘治小学校)
選考結果通知	3月10日（金）頃 校長宛て通知する	
内定者説明会	3月22日（水）16:00～17:30	未定
*事前研修	4月～7月 複数回	大阪市役所3階会議室等
結団式	5～6月	大阪市役所5階市長公室（予定）
関西日本・イス協会総会	7月（予定）	未定
イス派遣	8月5日（土）～8月20日（日）（予定）	イス連邦
*事後研修	8月～11月 複数回	大阪市役所3階会議室等
*報告会	11月（予定）	大阪市役所5階市長公室（予定）
関西日本・イス協会秋季懇親会	11月（予定）	未定

*事前・事後研修等について

- ・派遣前、派遣後に事前・事後研修および報告会等を複数回実施する。事前・事後研修については原則土曜日または日曜日、報告会は平日に実施する。（前回実績：事前研修7回・事後研修3回、報告会2回）
- ・団員は、全ての研修等に参加するものとする。なお、研修等には保護者同伴を必要とする場合がある。

17 その他

新型コロナウイルス感染症については日々状況が変化しており、イス側の受入状況も流動的である。そのため、本要項の内容については、変更を余儀なくされる場合がある。

最新の海外安全情報は、次のサイトを参照のこと。

[海外安全情報等照会先]

- 外務省領事局 領事サービスセンター（海外安全相談班）
〒100-8919 東京都千代田区霞が関2-2-1（外務省庁舎内）
TEL : 03-3580-3311（内線2902、2903）
http://www.anzen.mofa.go.jp/about_center

18 「令和5年度 第21回 日本・スイス青少年交流使節団事業」に関する承諾事項

日本・スイス青少年交流使節団団員として参加するにあたって、団員生徒及び保護者に確認・遵守いただきたい承諾書の内容は次のとおり。応募時点においては、提出の必要はない。

令和5年度 第21回 日本・スイス青少年交流使節団事業にかかる承諾書

大阪市教育委員会
教 育 長 様

私は、令和5年度 第21回 日本・スイス青少年交流プログラムに参加するにあたり、大阪市の代表としてスイスに派遣されることを自覚したうえで、プログラムの募集要項に記載された事項および次の各事項を承諾し、プログラムの目的に沿って行動します。

承諾内容に反した場合、或いは大阪市の代表として相応しくない行動を取った場合は、プログラムへの参加取消しまたは帰国措置を命じられても、異議を申し立てません。

1 参加手続きの履行および参加の責任

- (1) 教育委員会が指定する往復の航空便、指定旅行社を利用することとし、指定の期日までにパスポートを取得または更新すること。万一、取得・更新できない場合、参加を辞退すること。
- (2) スイス派遣中の事故、疾病、傷害にかかる費用については、参加者個人が保険会社と締結する海外旅行保険契約に基づく保険金をもって充当すること。
- (3) 生徒の既往症、現在疾患、服薬の状況等について、教育委員会に申告すること。
- (4) 教育委員会が主催する複数回の事前研修、事後研修、および結団式等の活動のすべてに原則参加すること。
- (5) 当事業の共催者である関西日本・スイス協会の活動に賛同し、派遣予定年の令和5年度、受入予定年の令和6年度の2年間にわたり、生徒、保護者ともに会員として協会の活動を支援するとともに、関西日本・スイス協会の総会及び懇親会(年2回)には、生徒・保護者ともに出席すること。
また、本事業の継続と発展および実施年度を越えた使節団間の交流のため、派遣年と受入年に限らず複数年にわたって可能な限り、生徒・保護者ともに会員として協会の活動を支援すること。
- (6) 自己都合により参加を辞退する場合、それに伴って発生する費用等は、生徒および保護者が連帯して負担すること。
- (7) 教育委員会に届け出た個人情報について、教育委員会が、スイス側事業担当者、業務受託旅行会社等に提供し、プログラム運営や緊急時の対応のために利用することに同意すること。
- (8) 生徒が被った人的・物的損害、または自己が派遣先に与えた人的・物的損害が、次のいずれかにあたる場合、生徒本人または保護者等の責任において対処し、教育委員会に損害賠償その他のいかなる責任も追及しないこと。
 - ① 自然災害、海難、火災、政府や公共団体の指令、戦争、暴動、ストライキ、盗難、隔離、テロリズム、ハイジャック、航空機事故、交通事故、犯罪、流行病、税関規則、航空機等の突然のスケジュール変更、その他の不可抗力により生じた損害
 - ② 教育委員会が管理しえない状況で起こった事件または事故により生じた損害
 - ③ 法令または公序良俗に反する生徒本人の行為により生じた損害
 - ④ 生徒本人の故意または過失により生じた損害
 - ⑤ 2-(1)の派遣の中止により生じた損害

2 参加にあたっての諸条件

- (1) 次の場合、使節団員及び職員の生命・身体の安全を最優先し、原則、派遣の中止を判断する。また、スイス滞

在中に下記の状況が生じた場合、外務省や在外公館の勧告・命令および教育委員会の指示に従い、安全を確保したうえで速やかに日本に帰国することとする。

- ① 外務省による海外安全情報にもとづき、スイスに対して危険情報および感染症危険情報レベル2以上が発令された場合、または、同情報がレベル1以下の場合でも、使節団員及び職員の安全確保または研修の継続が困難と教育委員会が判断した場合
- ② 日本、スイスの両国において、入国の際、一定期間の待機やワクチン接種条件等の入国制限が生じた場合
- ③ 航空機運航状況において、紛争等による安全性に懸念が生じる場合

ただし、スイスに滞在中、上記の状況が生じた場合でも、プログラムの継続が可能であることが確認できる場合は、教育委員会の判断によりプログラムを実施または継続することがある。

- (2) スイスに滞在中、緊急に医療手当てまたは手術の必要が生じた場合、使節団員本人および保護者の同意がなくとも、教育委員会またはスイス側担当者の判断によって処置されることがあること。
- (3) スイス滞在中のホームステイでは、1家庭に複数名の生徒が滞在する可能性があること。ホームステイにおけるスイス側の生徒との組み合わせは、可能な限り同性となるよう考慮するが、異性の組み合わせとなる場合があること。その際は、同居家族のうち、成人を含む複数名で原則一緒に過ごすこととする。
また、ホテル泊については、1部屋に複数名の生徒が滞在することが基本となること。
- (4) 派遣と受入を隔年で実施している相互交流事業の目的に賛同し、令和6年度(予定)にホストファミリーとしてスイス生徒の受け入れを行うこと。(7月下旬から8月上旬の約2週間の予定)
その際、スイス使節団員の性別、年齢は問わないこと。

※ホームステイにおける生徒の組み合わせについては、上記2-(3)の通り。

3 規律等

- (1) プログラムの目的と趣旨を理解し、研修および活動に積極的に取り組むこと。
- (2) プログラム期間中は、日本の法令およびスイスの法令および派遣先の諸規則を遵守すること。
- (3) 研修中、交流事業活動中、およびスイス派遣中の活動・行動に関することは、すべて派遣引率者及びスイス側事業担当者に従うこと。
- (4) 健康管理は自らの責任で行い、常備薬や主治医の紹介状等を現地に持参すること。
- (5) ホームステイ中は、ホストファミリーの規則や指示に従い、生活すること。
- (6) 訪問先での録画や写真撮影などは、管理者の許可を得ること。

上記のすべての承諾事項を確認の上、遵守します。

年　　月　　日

生徒名 _____ (自署)

保護者名 _____ (自署)

《問い合わせ先》
指導部 初等・中学校教育担当
(英語イノベーショングループ)
大原・小谷
TEL 06-6208-9197
Mail: english-edu@city.osaka.lg.jp

